

令和4年3月29日

所 属	生活安全課
所属長	木下 禎章
電 話	06-6489-6502

市内暴力団事務所の売買契約成立について

稲葉元町にある特定抗争指定暴力団神戸山口組傘下の組事務所(3代目古川組)については、暴力団追放兵庫県民センターによる代理訴訟に基づき、神戸地方裁判所から組事務所使用差止仮処分決定を受けていました(12月20日付)。

この度、地域住民、尼崎市暴力団追放推進協議会、市の連携した取組みにより、3月25日付で当該土地建物が現所有者から民間不動産会社へ売却する旨の契約締結が完了しましたのでご報告します。

今後、売買契約に基づき、速やかに所有権移転手続きを行い、当該施設の撤去工事が行われる予定です。

なお、地域住民の皆様には、27日に説明会を実施し報告を行いました。その席上で稲村市長から地域のみなさんへ感謝のメッセージもお渡ししました。

○物件の所在地等

所在地：尼崎市稲葉元町2丁目8番地1

構 造：鉄筋コンクリート・木造スレート葺3階建

総床面積：103.32平方メートル

○経緯

令和2年 1月 7日 特定抗争指定暴力団の指定による組事務所使用禁止

1 1月 3日 稲葉元町2丁目路上で古川組幹部2名が銃撃される事件が発生

令和3年 1 1月 1 5日 神戸地方裁判所に組事務所使用差止仮処分申請

1 2月 2 0日 仮処分決定

令和4年 3月 2 5日 当該土地建物所有者と民間不動産会社との間で売買契約締結

○今後のスケジュール

4月上旬までに 所有権移転手続き

4月中旬以降 撤去工事着手

以 上